資料２

和泉市地域密着型サービス運営委員会の開催方法の変更(案)について

１，委員会の概要

本委員会は、平成18年の介護保険法改正により、各市町村への設置が求められました。当初より介護保険にかかる他の委員会(介護保険事業計画作成委員会、包括支援センター運営協議会など)の活用や分科会としての位置づけも可能でしたが、本市におきましは平成18年4月から単独の委員会として設置しています。

２，委員会の所管事務（和泉市地域密着型サービス運営委員会規則　第２条）

① 地域密着型サービス(※)の選考に関すること

② サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること

③ サービスの質の確保、運営の評価、その他市長がサービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護

３，会議の現状

〇発足当初は、主に市町村が指定権限を持つ地域密着型サービスの事業者の募集・選考を本委員会で行っていましたが、近年においては、広域型サービス事業者の募集・選考と重なることが多く、介護保険運営協議会において一体的に審議等を行っていただています。

〇また、本市においては、地域密着型サービスにかかる地域密着型通所介護事業所の総量規制も行っていないため、近年の本委員会においては、新規の地域密着型サービス開設事業者及び地域密着型施設の利用状況の報告のみが案件となっているところです。

４，開催方法の変更（案）

〇上記の状況を踏まえ、本委員会については、単独で地域密着型サービスの事業者の募集・選考を行う場合など、審議等を行っていただく必要性が生じた時に開催するものとしたい。

〇なお、これまで本委員会で報告してきた資料については、介護保険運営協議会において配付させていただきたい。